

平成 24 年 4 月 23 日
千葉県警察

習志野警察署のレクリエーション旅行が捜査等に及ぼした影響と 旅行に関する報告の経緯等

再検証の経緯

平成 24 年 3 月 22 日、「長崎県西海市西彼町における女性 2 名被害の殺人事件」に関し、千葉県習志野警察署において同殺人事件に先立つ傷害事件の捜査を担当した警察署員が、被害届の受理を先送りした一方で、警察署のレクリエーション旅行に参加した旨及び千葉県警察、三重県警察及び長崎県警察が作成・公表した同殺人事件に関する報告書に旅行に関する事項が記載されていない旨等が報じられた。

千葉県警察は、3 月 23 日、前回の検証担当者を除き、警務部長を長とし、監察官室を主体とする約 30 名体制（後に約 40 名体制に増員）を編成し、旅行が実施された経緯、捜査等に与えた影響の有無及び報告書に旅行に関する事項が記載されなかった理由等につき調査を開始した。

調査は、傷害事件の捜査等に当たった習志野警察署員及び前回の検証に携わった警察本部担当者等、約 70 名からの聴取や関係する資料の精査を中心に進められ、4 月 17 日までに概ね終了した。

一方、千葉県公安委員会は、4 月 4 日、11 日及び 18 日の定例会議に加え、4 月 2 日、3 日、6 日及び 10 日に臨時会議を開催するなどして、千葉県警察に調査状況の報告を求め、点検等を実施した。

なお、3 月 29 日、国家公安委員会から千葉県公安委員会に対し、調査に対する点検を徹底すること等を要請する文書が発せられている。

本報告書は、上述の経緯を経て取りまとめられ、4 月 18 日の千葉県公安委員会に提出されたものである。

※ 本文中、各関係者に付したアルファベット等は、「長崎県西海市西彼町における女性 2 名被害の殺人事件に関する千葉・長崎・三重県警察の対応の検証結果」（平成 24 年 3 月 4 日）に即したものである。

1 レクリエーション旅行が捜査等に及ぼした影響について

(1) 旅行の概要

習志野警察署においては、署員の健康の保持及び増進並びに署員間の親睦のため、レクリエーション（以下「レク」という。）を実施しており、平成23年11月から平成24年1月にかけて、当直班等による15グループに分かれて、旅行等を行っていた。

甲さん被害に係る事案に対応していたA生活安全課長及び刑事課強行犯捜査係（以下「強行犯係」という。）I係長は、平成23年12月8日から10日までの間、同課長を長とする当直班12名のレクリエーション旅行（以下「旅行」という。）に参加した。当該旅行は、北海道函館市内及び登別市内を観光するものであり、11月8日に習志野警察署長に申請がなされ、同日、決裁を受けている。

なお、当該旅行には、A生活安全課長及びI係長のほか、本件事案の担当者ではない2名の生活安全課員（企画係員及び捜査係員）と3名の刑事課員（鑑識係長、鑑識係員及び庶務係員）が参加した。習志野警察署生活安全課員は12名、刑事課員は29名である。

(2) 習志野警察署刑事課強行犯係の業務の状況

甲さんと乙さんが習志野警察署を訪れた12月6日の時点で、傷害事件の捜査を担当する刑事課強行犯係が処理に当たっていた事案は、変死事案等3件、被疑者3名・被害者4名の暴行傷害事件、器物損壊事件2件であり、係長以下6名の同係にあっては、相当程度、業務が過密な状況であった。

(3) 習志野警察署生活安全課から刑事課への引継ぎの状況等

習志野警察署生活安全課は、10月29日に長崎県警察より乙さんからの相談を警察本部経由で受領して以降、乙さん等から累次に亘り相談等を受けているが、そのうち、11月1日、4日、21日、12月2日及び9日の相談について、警察安全相談を受理した警察官が作成すべき「警察安全相談受理票」を作成せず、これらの相談の内容や処理結果等につき警察署長等への報告もしていない。また、11月6日には、乙さんから、甲さん方マンションの鍵に関する相談を受け、併せて被害届出の意向についても告げられたが、その際には「警察安全相談受理票」は作成されたものの、相談を受けたF係長が、相談の趣旨はマンションの鍵に関する事項であり、被害届出については、4日の相談に応じて別の係員により作成された「警察安全相談受理票」（実際には未作成）に記載されているであろうと考えたことから、6日作成の「警察安全相談受理票」か

ら被害届の提出に係る記載が欠落している。

12月2日、A生活安全課長は、甲さんから、電話により翌週の被害届出の意向を伝えられたにもかかわらず、その後、失念したため、その内容をH刑事課長に伝達しなかった。

また、12月6日、甲さんと乙さんが習志野警察署を訪れた際、A生活安全課長は、H刑事課長に甲さん等からの聴取を依頼したが、本件事案の切迫性の認識がないまま、乙さんから「被疑者が甲さんの周囲の人へ脅迫メール等をして困っている」旨の相談を受けたこと等のそれまでの経緯等につき説明することなく、「男女間トラブルの傷害被害者が長崎から来署した」旨を口頭で伝えるに止まった。その後、生活安全課D係長が、甲さんらが被害の届出のために提出した「被害報告書」と題する書面の写しと同日作成した「警察安全相談受理票」の写しをH刑事課長に渡しているが、「警察安全相談受理票」には、本件事案の切迫性が読み取れる記述がなされていなかった。

A生活安全課長は、「警察安全相談受理票」の「指揮事項」欄に、「傷害の診断書を持参し被害届の意思が認められることから、刑事課にて事件化を図ること」と記載し、「被害報告書」の写しを添付して、翌7日、警察署長等への個別の報告は行わず、いわゆる「置き決裁」により決裁を受けている。

(4) 習志野警察署刑事課の認識

12月6日、H刑事課長及びI係長は、「被害報告書」の内容から本件事案の悪質性・重大性を認識したが、その時点で処理に当たっていた事案よりも優先して処理すべき切迫性や危険性はないと考えた。そこで、I係長は、被疑者を長期隔離するため、被疑者の犯行のうち最も重罰である傷害罪を数件立件して逮捕する方針を立て、強行犯係員を専従させて集中的に捜査を行うこととし、既に処理に当たっていた事案の進捗状況を勘案した上で、近々に複数の強行犯係員を専従させられるのは、12日からであると判断して、担当者を決めてH刑事課長に報告し、了承を得た。

(5) 習志野警察署長等の認識

12月7日、習志野警察署長は、「被害報告書」が添付された「警察安全相談受理票」の決裁により被疑者の悪質性・重大性を認識したが、事案の切迫性の認識は持たなかった。同日、A生活安全課長は、警察署長に対し、翌8日からの旅行の実施につき申告を行ったが、同署長は問題を感じることはなかった。警察署長は、「刑事課において所要の捜査を進めるものと考えていたが、それまでの被疑者の行動について報告がなされず、被疑者がストーカー行為をしていると認識できなかったため、直ちに事件化することを指示しなかった」旨を

述べている。

また、習志野警察署副署長は、警察署長を補佐する立場にあり、警察署長と同様に、「警察安全相談受理票」を決裁し、旅行の実施についても了知していたが、事案の切迫性の認識は持たず、警察署長への進言や A 生活安全課長等への指示もしていない。副署長は、「本件事案については、刑事課で捜査をするという認識で、被疑者の動向については把握しておらず、切迫性の認識はなかった」旨及び「A 生活安全課長の旅行への参加には問題を感じなかった」旨を述べている。

なお、7 日の「警察安全相談受理票」の決裁以前に、本件に関する情報が警察署長及び副署長に報告されたのは、10 月 29 日の甲さん方マンションへの同行に関する乙さんからの相談、30 日の甲さん方マンションへの同行時の取扱い等及び 11 月 6 日の甲さん方マンションの鍵に関する乙さんからの相談の状況のみであった。

(6) 旅行への参加と刑事課の捜査への影響

12 月 7 日、I 係長は、強行犯係の業務が繁忙であることから、旅行への参加を見合わせることも考え、H 刑事課長に確認したものの、H 刑事課長から参加を了承され、最終的には、自身が不在となっても H 刑事課長等が捜査を指揮することから、強行犯係の業務には支障がないと判断し、翌日からの旅行に参加することとした。

もとより、H 刑事課長が持つべき危機意識を持っていれば、I 係長の不在中の 12 月 9 日に被疑者が甲さん方マンション付近に現れるなどの状況が発生したことに対応し、臨時の態勢を整えて、傷害罪や器物損壊罪等により、出頭した被疑者を同日中に逮捕することや、12 日から開始することとした甲さんからの事情聴取を 9 日中に開始するなど、本件事案により踏み込んだ対応をすることが可能であった。

一方、本件事案の捜査の中心となるべき I 係長が旅行に参加していなければ、上記のようなより踏み込んだ対応を一層迅速かつ効果的に行うことができた可能性があったと考えられることから、I 係長の旅行への参加が捜査に影響を及ぼさなかったとは言えない。

(7) 旅行への参加と生活安全課の対応への影響

12 月 6 日、D 係長は、乙さんから「甲の職場の人にメールが送られてきている」旨等の相談を受けたことから、警察本部子ども女性安全対策課 V 係長に対し、本件事案に関し、ストーカー規制法による警告の可否につき照会をした。その際、D 係長は、事案の経緯につき詳細な説明をしないまま同法の適用

に関する質疑を行い、照会を受けた V 係長は、千葉県には被害者の居住実態がないと理解し、同法による警告は長崎県警察が行うべきとの回答をしている。

また、12月9日、D 係長は、被疑者が甲さん方マンション付近に現れたこと、また、千葉西警察署より、7日に甲さんの知人から「甲さんは男から傷害被害を受けており、その男から携帯電話に「殺すぞ」等のメールが送られてくるようになった」旨の相談があったとの連絡を受けたことから、子ども女性安全対策課 U 主任に対し、同法による警告の可否につき照会をした。その際、D 係長は、事案の経緯や同日の被疑者の動向等について詳細な説明を欠いたまま同法による警告の可否につき照会を行い、同課では、本件事案について更に状況を確認することなく、V 係長及び U 主任等において検討を行ったが、千葉県には被害者の居住実態がないと理解し、同法による警告は長崎県警察で行うことを前提とする回答をしている。

A 生活安全課長は、前述のとおり、12月6日に本件事案を刑事課に引き継いだと認識し、不在中の対応につき特段の指示をしないまま旅行に参加した。A 生活安全課長が旅行に参加しなかった場合を想定すると、12月9日の状況に対応し、A 生活安全課長が、自ら子ども女性安全対策課と連携して、ストーカー規制法による警告の実施や、H 刑事課長等と連携して、同法違反による検挙に向けての被疑者からの聴取や証拠の収集等、同法の適用に向けた検討を加速化・深化させることができた可能性もあることから、A 生活安全課長の旅行への参加が対応に影響を及ぼさなかったとは言えない。

なお、子ども女性安全対策課においてストーカー対策を担当する W 課長補佐は、12月8日から10日までの間、同課長補佐以下9人のグループによる旅行に参加した。W 課長補佐は、本件事案に関し、10月31日の時点で、甲さんが長崎県西海警察署に相談に訪れた際の相談内容を了知していたものの、本件は、ストーカー事案に至っておらず、その時点では対応を要しないものと認識し、また、6日時点の照会及び回答については、V 係長から報告がなされなかったことから、本件事案について特段の認識を持つことなく、旅行に参加したものである。W 課長補佐の旅行への参加が、同課における本件事案への対応に特段の影響を及ぼしたとは認められないが、6日及び9日時点の照会及び回答の際、同課においても積極的な対応をしていれば、ストーカー規制法の適用について、より適切な対応ができた可能性があり、その点において、同課の対応は不十分であると言わざるを得ない。

(8) 旅行の承認と本件捜査等への影響

A 生活安全課長は習志野警察署長及び副署長の、I 係長は H 刑事課長の承認を得て旅行に参加したものであるが、上述のとおり、仮に旅行に参加しなかつ

た場合を想定すると、本件事案への対応が異なったものとなった可能性もあることから、習志野警察署長、副署長及び H 刑事課長等は、本件事案を担当する A 生活安全課長と I 係長の旅行への参加を自粛させるか、不測の事態に備えて十分な態勢を整えておくべきであった。

習志野警察署においては、上述のほか、12 月 6 日以降翌年 1 月末日までの間、11 グループが旅行等を実施し、これらのグループには刑事課員及び生活安全課員が含まれているが、参加者や実施時期から見て、本件事案の捜査等に影響を及ぼしたと認められるものはない。しかしながら、業務が繁忙である 12 月に多くの署員がレクに参加しており、また、一部は本件事案に係る殺人事件が発生した後に参加していた状況から、今後、各所属において、所属長等の幹部は、レクの実施に関し、業務の繁閑や懸案事項に照らしつつ実施の可否や業務の再分配等の判断を適切に行っていくことが必要である。

(9) 旅行の実施と危機意識の欠如

I 係長及び H 刑事課長において、旅行の実施を理由に聴取の開始日を遅らせようとした意図があったとは認められないが、旅行を目前に控えた 12 月 6 日及び 7 日の習志野警察署長、副署長、A 生活安全課長、H 刑事課長及び I 係長の対応は、一様に危機意識に乏しく、特に、警察署長、副署長、A 生活安全課長及び H 刑事課長は、それぞれ幹部として果たすべき役割を十分に果たし得ていない。幹部による積極的な事案状況の把握と組織の連携の推進、そして、12 月 9 日等の事態の進展に応じて警察署全体として最大限の対応をとる努力がなされれば、結果の発生は回避できた可能性があったと言わざるを得ない。

2 旅行に関する報告の経緯等について

(1) 旅行の認知

12月17日、千葉県警察本部長は、長崎県西海市における女性2名被害の殺人事件の発生を受け、習志野警察署の対応の事実確認を行うよう指示し、翌18日、指示を受けた刑事部及び生活安全部の担当者等11名が同警察署へ赴き、午前9時頃から、対応に当たった者からの聞取り等を行った。

聞取りは、同警察署で作成した時系列の資料と日誌を参照しつつ行われたが、その際、Z刑事部理事官は、日誌のI係長に関する12月8日から10日までの記載が「当直1班レク」となっていることを発見し、I係長に事実関係を質したところ、I係長は「旅行に参加した」旨及び「責任者はA生活安全課長である」旨を答えた。

(2) 調査に赴いた者の認識

Z理事官は、さらに、I係長に対し、旅行に参加することが理由で聴取を先送りしたのではないかと質したところ、I係長は、「旅行が理由ではなく、強行犯系の業務の都合から聴取は12月12日からとせざるを得なかった」旨、「自身が旅行に行くか否かにかかわらず、聴取は12日からとしていた」旨、「聴取に当たらせるべき者がいなかった」旨、「自身は指揮をする立場であり、現場にいたなくても携帯電話で指揮をすることができる」旨等を答えた。なお、この問答には、H刑事課長も同席していた。

上述の回答を受け、Z理事官は、当時、I係長は本件事案は悪質・重大であると認識したものの、切迫性の認識がなく、強行犯係において他に変死や傷害事件の処理があったことから、それらを優先したものであり、旅行への参加が理由で甲さんからの聴取を12日から開始することとした訳ではなかったと判断した。

一方、同席していたY生活安全部理事官は、上述の一連のやりとりを聞き、「刑事部の関係では、後で問題となるのではないか」と感じたものの、進行を妨げることを懸念し、同じく同席していたA生活安全課長に事実関係を確認することはなかった。Y理事官は、同日午後、生活安全課員からの聞取りを進める中で、生活安全課においては、課長のほか、課員2名が当該旅行に参加したことを知ったが、刑事課へ引継ぎがなされていること、相談を受理していたD係長等が参加していないことから、問題はないと判断した。

(3) 刑事部幹部への報告

刑事部においては、12月18日午後1時40分頃から約15分間に亘り、捜査

第一課執務室において、習志野警察署へ調査に赴いた Z 理事官及び X 刑事総務課調査官が、刑事部参事官、刑事総務課長、捜査第一課長及び捜査第一課課長代理等に対し、報告を行った。

報告においては、12月6日及び9日の対応の要点が説明された上、「6日に聴取を開始しなかった理由については、変死や傷害事件等の処理を優先したためであり、特に問題はないと判断した」旨等が報告され、「警察署全体に緊張感がなく、9日には A 生活安全課長と I 係長が旅行に参加していた」旨の説明もあったが、その詳細には触れられず、また、いずれの者も旅行の事実を問題視することはなかった。その理由として、報告を受けた刑事部幹部は、「刑事警察官は休みなしで仕事をしており、レクは仕事のやりくりをしてでも実施するのが基本的な姿勢であると理解し、納得していた」旨、「I 係長は、旅行に参加していても携帯電話で部下の指揮をすることができる」旨、「当該旅行には、強行犯係員から複数人が参加している訳ではない」旨等を述べているが、警察内部の視点に止まり、被害者や国民の視点からの十分な考慮がなされなかったものである。

翌 19 日午前、刑事部長室において、刑事部参事官、Z 理事官及び X 調査官が、刑事部長に対し、前日の報告を要約して説明した。その際の状況は、Z 理事官が、警察署に緊張感が欠けていた旨を説明する中で、レクが行われていた旨に言及したものであるが、Z 理事官らは旅行の事実を問題視していなかったことから、参加者、行先や日程等の具体的な説明はなされず、刑事部長については、I 係長や A 生活安全課長が旅行に参加したとの認識を持つに至らなかった。

(4) 生活安全部幹部への報告

生活安全部においては、12月18日午後3時頃から約20分間に亘り、生活安全部参事官執務室において、習志野警察署へ調査に赴いた Y 理事官が、生活安全部参事官及び生活安全総務課長に対し、報告を行った。

報告においては、ストーカー対応の問題点について説明がなされ、「12月8日から10日、A 生活安全課長の当直班が、刑事課強行犯係長を含め、レクを実施していた」旨にも言及されたが、いずれの者も、12月6日以降は刑事課が傷害事件の捜査として対応すると認識し、A 生活安全課長が旅行に参加していても特段の問題はないと判断していた。

また、子ども女性安全対策課長については、12月22日、A 生活安全課長が旅行に参加していたことを聞知するが、生活安全部参事官等と同様の理由から、特段の問題はないと判断した。

12月19日午前、生活安全部長室において、Y 理事官が、生活安全部長に対

し、前日と同様の報告を行ったところ、生活安全部長は、I 係長の旅行への参加は、その後の過程で刑事部において問題となるかもしれないと感じたが、12月6日以降は刑事課が対応の主体となるとの認識から、旅行に関しては刑事部が判断すべきと考え、特段の問題提起をしなかった。

(5) 警察本部長への報告

上述のように、刑事部及び生活安全部の幹部は、旅行の事実を問題視していないか、他部門の問題と考えていたため、警察本部長に対してこれを報告した者はおらず、警察本部長は事実を把握することができなかった。

(6) 検証報告書の作成過程

「長崎県西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件に関する千葉・長崎・三重県警察の対応の検証結果」報告書は、刑事部長、刑事部参事官及びX調査官が中心となり、検討や資料のとりまとめが行われつつ作成された。生活安全部は、同部が所掌する業務についての検討や資料の作成等を行い、それらを刑事部に送付していた。

旅行については、捜査等に影響を及ぼし得る事実であったにもかかわらず、12月18日以降、問題視されることがなかったこと等により、その後の検討においても取り上げられることは全くなく、報告書に記載されることはなかった。

(7) 警察本部長による検証の運営

前回の検証においては、警察本部長は、12月17日、刑事部及び生活安全部の担当者等を習志野警察署に派遣するに先立ち、事実確認の要点を具体的に示すなど、能動的に検証を指導しており、一方、関係幹部からの警察本部長に対する報告も相当回数に及んでいる。

しかしながら、警察本部長の下に刑事部長及び生活安全部長を始めとする両部幹部が揃って参加する形での検討はほとんど行われることはなく、警察本部長と両部幹部との間では個別の報告が中心となり、検証は、両部がそれぞれの観点から検討や資料の作成を行う形で進められた。このように、前回の検証は、両部が互いに連携し、共通認識を形成する契機に乏しく、警察本部長のリーダーシップの下で警察本部が一体となって行われたとは言い難いものとなった。

(8) 前回の検証について

上述の一連の経過において、旅行の事実を認知した各幹部は、その影響を過小評価しており、検証における視点として捉えることができなかったため、報告書から、その記載が脱落したものである。

一方で、いずれの関係者においても、旅行の事実を殊更に伏せておくような

指示や協議をした事実は見られず、旅行の事実を隠蔽しようとする意図は認められなかった。

前回の検証は、本件事案への対応に影響を及ぼし得る事実がその対象から脱落したという点において、不十分なものとなったが、その原因としては、検証が、刑事部門と生活安全部門に亘っており、両者の間で十分な連携が図られず、必要な議論がなされていなかったこと、また、検証が、警察内部の視点に止まっており、被害者や国民の視点からの評価がなされなかったこと、さらに、警察本部長や刑事部長、生活安全部長において、検証に携わる刑事部及び生活安全部の全ての担当者が、検証の意義を深く理解した上で、両者が緊密に連携し、適切な視点が確保されるような運営がなされなかったことが挙げられる。

3 組織運営の観点からの反省点と再発防止に向けた取組み

「長崎県西海市西彼町における女性2名被害の殺人事件に関する千葉・長崎・三重県警察の対応の検証結果」報告書に記された「男女間トラブルの重大事件発展性に対する危機意識の不足」等の問題点に加え、1及び2を通じて、次のような千葉県警察の組織運営の観点からの問題点が明らかとなった。

(1) 幹部による組織管理の不備

まず、習志野警察署においては、警察署長及び副署長が、第一線警察の運営管理において持つべき危機意識に乏しいまま、全般に業務が繁忙である12月のレクを漫然と実施したほか、本件事案について不測の事態に備えた態勢の整備について能動的に指揮監督を行っていない。また、警察署長と刑事課長や生活安全課長との間における組織的な「縦」の指揮監督が十分に行われておらず、かつ、刑事課長と生活安全課長との間における「横」の連携を図るための十分な措置が講じられていなかった。

次に、警察本部においては、検証に当たり、幹部による運営管理の不備等から、刑事部門と生活安全部門の間で十分な連携が図られず、必要な議論がなされなかった。

(2) 被害者・国民の視点の欠如

既述のとおり、前回の検証は、警察内部の視点からのものに止まり、被害者や国民の視点からの評価がなされなかった。組織運営上の観点からは、警察本部長、刑事部長及び生活安全部長において、検証に携わる担当者が、終始、被害者や国民の視点からの評価を行うことができるような検証の運営管理がなされたとは認め難い。

(3) 「警察改革の精神」の不徹底

「警察改革要綱」においては、「国民のための警察の確立」の具体的内容として、「警察安全相談の充実」及び「ストーカー行為等新たな問題への対応」等が掲げられているが、本件の一連の過程においては、習志野警察署の特に生活安全課において、警察安全相談への対応やストーカー規制法の適用に向けた取組みに大きな問題があった。

また、前回の検証は既述のとおり不十分なものであり、その結果、警察改革要綱に掲げられた「警察行政の透明性の確保」と「自浄機能の強化」に、大きな疑念を抱かせることとなった。

こうした状況は、千葉県警察の組織運営において「警察改革の精神」が未だ

に徹底されていない、との批判を免れ得ないものである。

こうした組織運営上の問題点について、千葉県警察は真摯に反省し、その反省を踏まえ、今後、警察本部長を長とする「第一線警察の組織運営の在り方に関する検討委員会」を新たに設置し、次の事項を再検討することとし、その検討結果を千葉県公安委員会に報告してその点検を受けた上で、ガイドライン等としてとりまとめ、実施することとする。

○ 幹部の役割と発揮すべきリーダーシップ等の在り方

警察署長及び副署長等の幹部の役割と発揮すべきリーダーシップ並びに警察署の組織運営の在り方について、警察署における現状と問題点等を警察署長からの意見の吸上げ等により把握した上で検討する。

○ 決裁の在り方

警察署において重要な案件が「置き決裁」とされていた事実を踏まえ、的確な指揮とスピードが確保される決裁の在り方を検討する。

○ 情報共有の在り方

警察署で実施している幹部会議等各種会議の実態を調査した上で、いわゆる縦割りの業務運営の弊害を解消して、刑事課、生活安全課等の各課間のコミュニケーションを確保するための方策について検討する。

○ 国民の視点に立脚した教養の充実

警察内部の視点のみに基づく組織運営ではなく、国民の視点に立脚した組織運営が図られるよう、幹部職員に対する外部有識者等による教養の充実を検討する。また、ストーカー事案及び配偶者からの暴力（DV）事案に対する職員の理解を深めるための教養の充実を検討する。

○ 「警察改革の精神」の再徹底

「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」や「国民のための警察の確立」といった「警察改革の精神」については、すべての警察職員が将来にわたり受け継ぎ、また、警察組織に内在化させるべきものであることから、所属長を始めとする幹部職員に対する意識付けや所属長自らによる職場教養等の継続的な実施等、一人一人の職員に再徹底するためのより効果的な方策を検討する。

○ レクの在り方

業務とレクの関係において、より適切な調整が図られるよう、その在り方を検討する。